

2008年度 事業報告書



特定非営利活動法人

Human Rights Now

ヒューマンライツ・ナウ2008年度事業報告書 目次

ご挨拶	3
第一 活動報告	4
一 HRNの活動	4
二 プロジェクト報告	5
I 国際支援事業(人道法プロジェクト)	5
1 カンボジア特別法廷(ECCC)の進展とモニタリングの継続	5
II 国際支援事業(女性と子どもの人権プロジェクト)	7
1 「女性に対する暴力」(Violence Against Women プロジェクト)	7
2 子どもの人権プロジェクト	10
III 国際支援事業(人権侵害事実調査・公表プロジェクト)	11
1 ビルマ事実調査とアドボカシー	11
2 パレスチナ事実調査とアドボカシー	15
3 その他(声明、意見書)	17
4 国連でのアドボカシー	18
IV 国際支援事業(海外人権教育プロジェクト)	18
1 ビルマ関係	18
2 中国法律家による公益訴訟調査受け入れ	20
3 その他	21
V 人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業(外交政策・開発援助と人権プロジェクト)	22
1 人権を基礎におく外交・援助政策を求めて	22
2 JICA JBICの環境社会配慮ガイドライン改定について	22
VI 人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業(国内情報提供プロジェクト)	23
1 書籍出版	23
2 国際人権先例プロジェクト	23
3 ウェブサイト・リニューアル	23
4 世界のニュースを伝える「世界の人権は今」	24
5 日弁連法務研究財団研究	24
6 国連UPR勧告を受けた日本の人権状況の改善について	25
7 学習会等	25
三 HRNが主催したイベント、セミナー等の開催	26
四 会合出席等	27
I 海外	27
II 国内	27

五	成果物・意見表明	27
I	声明等	27
II	報告書・意見書等	28
第二	組織運営	29
一	会員の状況等	29
二	事務所の現状及び理事会・事務局の組織、運営体制	29
1	事務所	29
2	役員一覧	29
3	理事会	30
4	事務局	30
5	プロジェクト参加メンバー	31
四	広報、会計、ファンドレイズ	31
1	会費収入について	31
2	財団等の収入について	31
3	広報について	31
4	企業に対するファンドレイジングについて	32
五	各種会議開催状況	32
第三	会計・財務	33

ご挨拶

おかげさまで、2006年7月28日に設立したヒューマンライツ・ナウ(HRN)も三年を迎えることができました。みなさまの日ごろご厚情に心より感謝いたします。

発足以後、フィリピンの人権活動家に対する殺害に対する調査ミッションが有効に機能し、人権侵害が激減し、また、「平和構築と人権」(カンボジア・クメール・ルージュ法廷)に関しては、当団体の被害者参加の提言が採用され、法廷で人権侵害の被害者が訴訟主体として参加をするに至っています。

また、前期に始まったビルマ(ミャンマー)の人権に関するプロジェクトについては、みらいを担う世代に人権を教える法律学校「ピース・ロー・アカデミー」が今期再開され、来期以降日本から講師を派遣する予定となっています。また、当団体が提案した、難民の第三国定住も昨年末に閣議了解され、2010年からビルマ難民を日本に受け入れるプロジェクトが開始されることとなりました。今期はさらに、女性の権利のプロジェクトが本格的に動き出し、子どもの権利、パレスチナ問題に関するプロジェクトも始まりました。このように、HRNでは活発な活動を展開し、一定の分野で成果を収めるに至っております。来期は、さらにこうした活動を発展させ、アジア地域を中心に、人々のかけがえのない人権を実現するために、専門性と機動性、世界の人権団体とのネットワークを強化していきたいと考えます。

また、来期は、国連人権理事会や自由権規約委員会からの人権状況改善勧告を受け、日本の人権状況の改善にとっても重要な時期を迎えると考えられ、日本における制度改正にも貢献が必要となっています。

私たちが取り組む人権問題の訴えが現実を変える力を持つためには、国内そして国際社会において影響力を一層高めていく必要があります。

そのために組織規模・財政規模を飛躍的に充実させ、国内外での発信力をいっそう高めていきたいと考えています。

会員のみなさまからの、お力添えを今後とも何卒よろしく願いいたします。

第一 活動報告

一 HRNの活動

HRNは、以下の活動を行うことを目的としている。

I 国際支援事業

- ① 人権に関する状況の調査・公表:人権侵害に苦しむ地域に駆けつけて現地NGOと協力して事実調査を行い、世界にむけて報告し、人権状況の改善を訴える。
- ② 法整備支援その他の人権の促進保護にかかわる協力
- ③ 人権の専門家の交流促進:平和構築における人権・法の支配の尊重の実現、困難な状況におかれた人権活動家のエンパワーメント

II 人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業

- ① 人権状況の改善のために行う、政府機関・営利企業・国連機関等に対する政策提言・要請活動:人権状況の改善のために、国際社会への働きかけ・外交政策の変更を求める、アジア地域等の人権侵害の状況改善のための日本政府等へのアドボカシー
- ② 人権理事会、条約機関、地域協力機構での人権基準の設定・実施に貢献する調査研究・提言活動:国連人権理事会初め国連諸機関への調査・提言・モニタリング・ロビー活動による国際人権基準の発展に対する貢献、ASEANのほかアジア地域機構に対する人権面からのインプット
- ③ 日本の人権問題の解決促進に資する国際人権基準の普及・発展のための事業
- ④ 諸外国の人権状況及び諸外国における人権の促進保護にかかわる活動の紹介・普及事業
- ⑤ 日本の人権状況の諸外国への紹介に関する事業

III その他目的達成のために必要な事業

このうち、本年は、国際支援事業として、調査、告発のほか、人権教育・人権活動家支援にも力点を置いて活動した。また、国内でのアウトリーチを高めるために講演会活動なども重視した。以下、プロジェクトを中心とする活動を記していきたい。

ニ プロジェクト報告

I 国際支援事業(人道法プロジェクト)

紛争は多くの人権侵害をもたらし、また人権侵害の横行とそれに対する不処罰は紛争を生み出す原因となっている。本当の平和を構築するためには、過去の人権侵害と向きあい、これを克服するプロセスが重要である。HRNは、紛争などに起因した深刻な人権侵害から立ち直ろうとする社会において、過去の人権侵害の真相を解明し、法の裁きや和解を実現するプロセス(Transitional Justice) を支援する活動を展開している。

1 カンボジア特別法廷(ECCC)の進展とモニタリングの継続

(1) カンボジア特別法廷

1970年代のカンボジアのクメール・ルージュ政権時代の重大人権侵害を裁くためにカンボジア政府と国連との合意によってカンボジア特別法廷(ECCC)が設置された。1975年4月から1979年1月の間、クメール・ルージュ(ポル・ポト派)政権は、恣意的な拷問や処刑、虐殺、強制移住、強制労働などの深刻な人権侵害を行った。強制結婚や集団強姦などの女性に対する人権侵害も指摘される。人権侵害による死亡者は150万人以上とされ、ほとんどのカンボジア市民が自分や家族に何らかの被害を蒙った。

しかしながら、その後の紛争継続もあり、責任者に対する実効的な裁判と処罰が無いまま20年以上が経過した。和平協定と国連暫定統治を経て、1993年に新憲法に基づく政権が樹立されるが、交渉の末、カンボジア政府と国連が特別法廷設置に関する合意に達したのは2003年であった。同政権期の「人道に対する罪」などの重大犯罪について、同政権の上級幹部及びこれらの犯罪に最も責任がある者が訴追の対象となる。

HRNは、この法廷が本格的に動き出した2006年夏以降、この法廷に関するモニタリングと提言を行っている。

(2) 被害者の権利に関するアドボカシー活動とECCCの訴追プロセスの進展

HRNは、特に、被害者参加の問題を重視している。人権侵害の被害者が十分に参加して意見を述べ、適切な補償措置が実現することは、平和構築のプロセスと国民和解において極めて重要である。HRNは、2006年9月、意見書「被害者に正義を」(HRNウェブサイト:<http://HRN.or.jp/activity/project/cat7/post-9/>)に掲載)を公表。被害者参加手続などを明記した規則を求めた。同年10月の現地訪問でもECCCスタッフや現地NGO等に対して被害者参加に関するアドボカシー活動を行ってきた。

この結果、HRNを含むカンボジア国内外のNGOの働きかけの甲斐あって、2007年6月12日には、HRNが提言してきた被害者参加制度(付帯私訴、補償措置を求める権利、集団的代理、被害者ユニットの設置等)を取り入れた内部規

則が、ECCC 司法官会議で採択されるという重要な成果があった。

その後、同年 7 月に 5 人の被疑者に対する司法捜査(予審)が開始、9 月ヌオン・チアの逮捕、11 月にイエン・サリ、イエン・ティリ、キュー・サンパンの逮捕があった。また、被害者参加に関して、ヌオン・チアの勾留に対する異議申立て手続きに被害者(付帯私訴当事者)の代理人が初めて参加した。

HRNは 2007 年 11 月中旬に現地に行き、ECCC のスタッフ、カンボジア NGO、国際 NGO、在カンボジア日本大使館などを訪問し、被害者参加の問題や、監査等によって指摘されていた ECCC の内部運営上の問題点について、状況を把握するとともに意見交換を行った。ECCC の内部運営上の問題点については、その抜本的改善のため最大ドナーの日本政府の役割が大きいことから、外務省の行動を求める 12 月 12 日付要請書を作成し、これに基づいて外務省南東アジア一課にも直接要請を行った。同日(12 月 12 日)に上記現地調査の報告会を開催した。

(3) 今期の活動

① 集団訴訟の調査研究

2007 年 11 月の現地調査を踏まえ、日本における集団訴訟の実務を紹介し、一定の提案をすることは ECCC における被害者参加に有用であると判断し、2008 年 2 月頃からチームを立ち上げ、日本の代表的な集団訴訟に関する情報収集、調査に着手した。そして、最終的に 2008 年 7 月 9 日にレポート「集団被害者訴訟の実務」をまとめた。<http://HRN.or.jp/activity/project/cat7/post/>

② 現地調査等

上記のレポート完成を受けて、2008 年 8 月、被害者ユニットの責任者を初めとする ECCC のスタッフや、カンボジア NGO、国際 NGO などを訪問し、被害者参加のあり方などについて状況を把握するとともに、意見交換を行った。

また、カン・ケ・イウ(通称 Duch)を被告人とする第 1 事件が起訴に至り、2009 年 2 月に第 1 回公判が行われたことを受け、実質公判が始まった 3 月 30 日から 4 月 1 日にかけて現地を訪れ、公判傍聴を行った。

③ シンポジウム 平和構築と人権「カンボジア特別法廷の挑戦」

2008 年 12 月 19 日には、東京大学駒場キャンパスにて、シンポジウム平和構築と人権「カンボジア特別法廷の挑戦」を開催した(共催:東京大学「人間の安全保障」プログラム、後援:カンボジア市民フォーラム)。

同シンポジウムでは、まず、野口元郎カンボジア特別法廷上級審判事より、「カンボジア特別法廷の経過と現状」として基調報告がなされた。これを受けて、シンポジウム「過去の処罰と未来の平和」では、総合司会を佐藤安信氏(東京大学教授)、コーディネーターを東澤靖氏(弁護士、HRN 理事)とし、ディスカッサントとして法政大学教授の長谷川祐弘氏を招き、パネリストは、熊岡路矢氏

(カンボジア市民フォーラム／東京大学客員教授)および野口元郎氏に、HRN事務局の山本晋平(弁護士)を加え、なぜ重大人権侵害行為から30年近く経った今まで裁判が行われなかったのか、今裁判を行うことでカンボジアの未来の平和にどのような意味があるのかなどの観点から、ECCCの存在、現状、意義を踏まえ、議論を深めた。

(シンポジウム報告書:<http://HRN.or.jp/activity/area/cat17/1219/>)

(4) 今後の課題

被害者の権利の保障、とりわけ効果的な被害者参加と適切な被害補償を実現するような裁判が行われ、必要な措置が実施されるよう、また、同法廷が、中立・公正・透明な運営体制の下、適正手続に則った裁判を実施できるよう、適宜、必要な調査研究を行いつつ、モニタリング、政策提言を続けていく方針であるが、第1事件の公判が進むなど、ECCCにおける手続きが進展するにしたいが、現地調査を含むモニタリングの強化が必要である(ただし、調査研究や現地訪問については財政面が大きな課題)。

既に身柄拘束されている5人以外に対する追加捜査・訴追がなされるか否かについて、カンボジア人検事と国際検事の意見が割れ(現在、公判前裁判部 Pre-Trial Chamberがこの問題を審議中)、その帰趨が大きな焦点となる中で、フンセン首相が明示的に追加訴追について否定的な見解を述べて圧力をかけるなど、憂慮すべき状況にあり、予断を許さない(なお、国際検事は、個人的な事情を理由として2009年9月限りの辞任を公表している)。こうした事情もあり、近時のカンボジアにおける司法の独立、法曹の独立・能力強化、法の支配等の一般的な状況にも十分に目を配る必要がある。

日本におけるアウトリーチ活動は、2008年12月にシンポジウムを行うなどして成果を挙げたが、この面でも引き続きの検討が必要である。

II 国際支援事業(女性と子どもの人権プロジェクト)

1 「女性に対する暴力」(Violence Against Women プロジェクト)

(1) プロジェクトの趣旨

アジア地域では、女性に対する深刻な暴力が続いている。名誉殺人、強制結婚、強制避妊、中絶の抑圧、人身売買、サティ(夫の葬儀で生きている妻も埋葬する慣行)やダウリー(婚姻の際に妻が夫に多額の持参金や持参財を要求される慣行。ダウリーをめぐって殺されたり、自殺する女性が多い)などが横行し、又、紛争に起因した女性に対する暴力も深刻である。

そこで、2007年、HRN内に、「女性に対する暴力」(Violence Against Women プロジェクト)が発足した。このプロジェクトは、アジア地域における女性に対する暴力の問題に焦点をあて、実態調査に基づいた問題提起、告発、政策提言等を

行うことを、主な目的としている。毎年1カ国に調査対象を絞り、実態調査のミッションを送り、現地での情報収集を行っている。

(2) 今期の活動

① 現地調査

2007年のプロジェクト立ち上げの最初の対象国としてインドを取り上げ、弁護士や研究者等約10名で構成するチームで、毎月1回程度、文献の研究等による調査の事前準備を行ったのち、2008年9月15日～22日、ラジャスターン州ジャイプールとデリーに弁護士3名、研究者、学生4名からなる調査ミッションを派遣し、関係各機関や女性たちからの聞き取り実態調査を行った。

実際調査では、主として、2005年に制定されたDV法の実施状況やダウリー死などに焦点を当てながら、幼児婚や硫酸攻撃、魔女狩り等のインドにおける女性に対する暴力についての深刻な実情を聞き取り、法と現実の乖離とその原因、事態打開の方向性などについて調査を行った。同時に多くのインドの女性活動家、弁護士、人権NGOとのネットワークを形成することができた。また、現地では日本大使館、JICAなどと懇談の機会を持ち、開発援助政策において、女性に対する暴力をなくすための援助を優先課題とするよう具体的な要請を行った。



(2008年9月インド現地調査)

② 報告会の開催

上記調査を踏まえ、東京では2008年11月30日、大阪では2008年12月5日に、調査団による報告会を開催した。報告会では、インドにおける女性に対する暴力の実情を市民の方々に知っていただくとともに、日本の開発援助政策において、女性に対する暴力根絶を中心的課題としていくよう要請するなど、

解決にむけての国際協力のあり方に関して問題提起を行った。さらに、ジェンダー法学会学術大会で、同調査を踏まえた特別報告を、雪田樹理会員が行った。

③ ODA 政策協議会等での政策提言

女性に対する暴力プロジェクトでは、アジア地域の女性に対する暴力に対する調査・政策提言をすると同時に、日本政府に対し、政府開発援助におけるジェンダー・イシューの重点的取組みを求めている。

2008 年度 NGO・外務省定期協議会「第 2 回 ODA 政策協議会」(2008 年 12 月 2 日)において、ODAにおける女性の権利、女性に対する暴力に関連するプロジェクト支出およびその効果について質問を行った。

http://www.mofa.go.jp/Mofaj/Gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/oda_seikyo_08_2.html

http://www.mofa.go.jp/Mofaj/Gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/pdfs/seikyo_08_2g.pdf

・質問要旨: 二国間協力において、必ずしも女性の権利、女性に対する暴力の根絶に関する施策がなされていないと見受けられますが、外務省側の認識はどうか。ベストプラクティスを示し今後はどう発展させていくかを聞きたい(伊藤和子事務局長)

この質問の結果、アフリカ等で一部に、女性に対する暴力根絶のための ODA 支出のグッドプラクティスがあることが判明したものの、アジア地域では女性の権利、女性に対する暴力根絶のためのプロジェクトが一件もないことが明らかになり、外務省担当官からは、今後一層ジェンダー平等、女性の権利、暴力に関連する案件に取り組んでいき、協議も続けたい旨の表明がなされた。

また、2009 年 1 月 22 日には、JICA の国別計画作成にむけて、インドにおける女性に対する暴力に関する調査内容について JICA に対する説明と要請を行った。

(3) その後の経過・フォローアップ等

同プロジェクトについて、2009 年 5 月に様々なフォローアップを実施したので、今期後の活動であるが、要点のみ指摘する。

上記インド調査の報告書を 2009 年 5 月にまとめ、「尊厳ある女性たちの生を求めて」として公表、日本国政府、援助機関、国会議員などに配布した。この内容は、調査の詳細とともに、インド政府や各州に対する 15 項目の政策提言及び日本政府等に対する開発援助に関する提言を含むものである。

さらに、インドの女性活動家(ナンディーニ・ラオ氏)を招き、2009 年 5 月 16 日(東京) 17 日(大阪)、シンポジウム「Asian Activist-α2009」を開催し、調査の成果を公表し、今後の改善につなげる活動を行った。東京、大阪とも多くの方々の参加を得て成功し、特に東京は約 120 名が参加し、さまざまなメディアで取り上げられた。

また、ラオ氏とともに超党派の「開発と女性議員連盟」や外務省やJICAと交流し、情報交換等を行った。(LUSH JAPAN の助成金による)

(4) 今後の予定

昨年度に引き続き、インドに関し、現地の政府機関や NGO と連携し、政策提言のフォローアップ活動を進めるとともに、日本政府の開発援助政策のなかで女性の人権問題が位置づけられるようにアドボカシー活動を行う。ちなみに、JICA の国別援助計画には女性に対する暴力の課題が正面から位置づけられずに終わったことが残念であるが、今後さらに大きな枠組みとして、ODA 中期政策の見直しに向けてジェンダーの課題をメインストリーム化するよう、関係諸団体、議員とも連携して活動を進めていく予定である。

また、次の対象国としては、カンボジアでの女性に対する暴力の調査を 2010 年 2 月に予定している。子どもの人権プロジェクトとの連携も視野に入れ、来期も引き続き、国の内外で、女性に対する暴力の改善に向けた活動を行っていく予定である。

2 子どもの人権プロジェクト

(1) プロジェクトの趣旨

アジア地域では、児童労働、人身売買、商業的性的搾取をはじめとした、子どもに対する深刻な人権侵害が続いている。

2007 年には、アジア地域における女性及び子どもに対する暴力の問題に焦点を当て、実態調査に基づいた問題提起、告発、政策提言等を行うこと目的に、H RN内に女性と子どもの人権プロジェクトが発足したが、2008 年度は、同プロジェクトが扱う問題が増えたため、より機動的な活動をすべく、女性に対する暴力プロジェクトと子どもの人権プロジェクトにわかれてより機動的に活動することになった。

子どもの人権プロジェクトは、前述のような子どもに対する深刻な人権侵害に焦点を当て、問題提起、告発、政策提言等を行うことを目的としている。

(2) 今期の活動

2008 年度は、カンボジア人身売買禁止法の成立を受け、同法の解釈の指針としてカンボジア国内で参照してもらおうべく、コメンタールを英語にて作成し、日本及びカンボジア国内の NGO 並びにカンボジア政府に提供した。また、コメンタールの内容についての理解を深めるためにプロジェクト内で勉強会が開催され、コメンタールの日本語版を作成するための準備が始まった。

また、タイ・カンボジア間に人身売買禁止協定が制定され、カンボジア・ベトナム及びカンボジア・中国間にも同様の協定が制定されたことを受け、日本とアジア諸国との間の人身売買禁止協定を制定するよう日本政府に求めるための取り組み

みを開始した。具体的には、東南アジア諸国間に存在する人身売買禁止協定の調査及び外務省との折衝が挙げられる。

(3) 今後の予定

2009年度は、2008年度に作成されたカンボジア人身売買禁止法コメンタールの日本語版を完成させる予定であり、現在、監修作業が進んでいる。また、カンボジア国内の状況を踏まえ、コメンタールをアップデートすることも視野に入れている。

また、2008年度に開始された人身売買禁止多国間協定についての取り組みを継続し、日本政府に対し、日本・タイ間の人身売買禁止協定の制定及びアジア全体の地域的人身売買禁止協定の制定を求めていることとしている。その一環として、東南アジア諸国間に存在する人身売買禁止協定の分析を現在進めている。

さらに、多数のインド北東部出身の子どもたちが、鉱業分野を中心に児童労働に従事しているため、現地調査を視野に入れつつ、調査検討をすることとしている。

Ⅲ 国際支援事業(人権侵害事実調査・公表プロジェクト)

重大な人権侵害が発生している地域に赴き、現地NGOと協力して事実調査を行い、これを世界に発信すること、そして人権侵害を停止させるための様々な働きかけを行うことを目的としている。

今期は、事実調査は行わなかったものの、従前事実調査を行ってきたビルマ(ミャンマー)の人権状況監視を引き続き行うと共に、パレスチナに関する人権監視に乗り出した。さらに、スーダン、イラク、ジンバブエなどに関しても意見表明を行った。

1 ビルマ事実調査とアドボカシー

(1) ビルマの人権状況

ビルマでは、SPDCによる軍事独裁政権により人々の人権が抑圧されている。

1990年5月27日、ビルマでは30年ぶりとなる複数政党制に基づく総選挙が実施され、アウンサンスーチー氏が書記長をつとめるNational League for Democracy(NLD)が485議席中392議席(81%)を獲得した。軍事政権が支持した民族統一党(NUP)はわずか10議席を獲得するに止まった。

しかしながら、軍事政権はこの選挙結果を認めず、政権移譲の無期限延期を表明し、「早期に政権委譲するよりも安定した憲法をつくることを優先すべきだ」として、民主化のためのロードマップを提唱した。総選挙から2年8ヶ月たった1993年1月、軍事政権は漸く憲法制定国民会議を発足させた。この会議は、何回もの長期や短期に亘る休会を繰り返し、2007年9月漸く憲法草案の基本方針を確定させた。

2008年2月、軍事政権は、憲法草案に対する国民投票を同年5月に実施する

と発表した。その後、憲法草案に反対をする人々に対する弾圧を行った。

2008年5月初め、サイクロンがビルマを襲い甚大な被害をもたらしたにもかかわらず、同年5月10日国民投票の実施を強行した。

他方で、ビルマ国内における民主化の動きを封じ込めるため、軍事政権は様々な人権侵害や弾圧を行ってきた。1996年末の学生デモ、2007年8乃至9月、僧侶らを中心とする民主化運動が高揚し、世界で報道されたが、いずれもビルマ軍事政権(SPDC)によって武力弾圧された。さらに、軍事政権は、1989年7月からアウンサンスーチー氏を国家防衛法違反の罪により自宅軟禁下に置き、1995年7月同氏に対する自宅軟禁を一旦解除するものの、1997年にはNLDの党大会を阻止したり、アウンサンスーチー氏を初めとするNLD党幹部の政治活動を抑制した。2003年5月には地方遊説中のアウンサンスーチー氏を始めとするNLD幹部や支持者がUSDAのメンバーに襲撃されるという事件が発生したが、軍事政権はアウンサンスーチー氏を始めNLDの幹部の身柄を拘束し、アウンサンスーチー氏やNLDの幹部をインセン刑務所に拘束した。アウンサンスーチー氏は数ヶ月間インセン刑務所に拘束された後、自宅軟禁状態となった。

また、軍事政権は、少数民族に対する武力による弾圧、強制労働、レイプなどの人権侵害を恒常的に行っている。

HRNビルマチームは2007年5月末に発足し、ビルマの人権侵害状況の調査やビルマの民主化を担う若者に対する教育支援を中心に活動を行ってきた。

以下に今年度(2008年7月乃至2009年3月)に行った主な活動について詳述する。

(2) 今期の活動

ア 声明の発表、国連への働きかけ、アクション、アドボカシー等

① G8 サミットでの声明

2008年7月に北海道洞爺湖で開催されたG8サミットにおいて、ビルマの人権問題を大きな課題として議論するよう働きかけを行い、以下のプレスステートメントを現地で発表した。

- ・G8 諸国に対し、継続中の重大な人権侵害へのコミットメントを求める(7月6日)
- ・人権分野「G8 諸国は、言葉だけでない現実のコミットメントを」(7月9日)

G8サミットでは、ビルマの人権問題に関して、議長総括において「ミャンマー当局がすべての関係者を、包括的で透明性をもった政治プロセスに参加させるよう奨励する。この文脈で、我々は、ミャンマーがアウン・サン・スー・チー女史を含むすべての政治的抑留者を直ちに解放するよう呼びかける。」との勧告がなされ、ひとつのプレッシャーとはなったものの、実質的な進展はみられなかった。

② 弾圧に対する声明、署名アクションへの参加など

2008年11月11日、軍事政権は、2007年8乃至9月ビルマ各地で行われた

僧侶を中心とした民主化運動を主導した主要な民主活動家のうち少なくとも 23 名に対し、懲役 65 年の刑を言い渡した。軍事政権による民主化運動の事実上の封じ込めと言える民主活動家に対する弾圧を受け、2008 年 11 月 21 日、「ビルマ・民主化運動のリーダー・僧侶への懲役 65 年等の刑に抗議する声明」を発表した。

「ビルマ人権の日」に当たる 2009 年 3 月 13 日、国連の潘基文事務総長に対し、ビルマ軍政に全ての政治囚を釈放させることを事務総長の最重要課題とすることを求めるビルマグローバル署名キャンペーン「Free Burma's Political Prisoners Now」が始まったのを受け、署名を求める活動を行った。

③ パレード、トークイベントなど

ビルマの人権状況を市民に訴えるトークイベント、講演、パレードなどを前期に引き続き行った。

- ・8 月 21 日、院内で、ビルマ難民問題に関する講演会の開催(報告者、今野東議員、HRN伊藤事務局長)
- ・9 月 14 日、丸幸ビルNGO祭り、ビルマ女性連盟チョチョアイ氏などをゲストにトークショー。
- ・10 月 18 日、9 条フェスタ 2008、「ビルマ・タイ国境・人権調査を終えて～ビルマの現状に日本社会がなすべきこと(講師:伊藤和子(HRN)、主催 アムネスティ・インターナショナル日本)
- ・10 月 18 日、ヒューマンライツ・カフェ「ビルマ・ナイト」、ビルマ女性連盟チョチョアイ氏など。
- ・10 月 21 日、ビルマ講演会(法政大学長谷川ゼミ主催、在日ビルマ人ティン・ウィン氏、国連大学研究員ニョウニョウ氏、HRN伊藤事務局長)

そのほか、2008 年 12 月 10 日、世界人権デーにあわせて、「世界人権デーマーチング@渋谷」を開催、ビルマの人権のほか、アジアを中心に日本と世界の人権状況の改善を求めるパレードを行い、約 300 人が参加、大きく報道された。今回で二度目となったパレードであるが、呼びかけ団体は、HRNのほか、在日ビルマ人共同行動実行委員会(JAC)、ビルマ市民フォーラム、(社)アムネスティ・インターナショナル日本である。

④ その後の情勢とアドボカシー

2009 年 5 月 14 日、軍事政権がアウンサンスーチー氏をインセン刑務所に拘束し、同日自宅軟禁条件違反にて同氏を起訴し、5 月 18 日初公判を開くと公表したことを受け、アウンサンスーチー氏を拘束した軍事政権に対する抗議を表明するとともに、同氏の拘禁・自宅軟禁延長を命ずる判決が敢行されないように日本政府をはじめとして各国政府に対しこの問題を解決すべく外交努力をするよう要請した。

⑤ その他

このほか、外務省政務官、地域課、人権人道課に対する折にふれての要請活動を行い、院内集会などに参加し、ビルマの人権状況改善にむけての日本の外交的コミットメントを求めている。

イ 第三国定住に関する政策提言

HRNは、2008年2月のビルマ難民キャンプ訪問を受け、日本における第三国定住の実現を求めてきた。

2008年2月半ば、日本政府が第三国定住を開始するとの新聞報道があったことを受け、HRNビルマチーム内では、あるべき第三国定住制度を検討するため、既に第三国定住を行っている国々における制度運用の調査、第三国定住により受け入れられるべき難民とは誰かに関する検討を開始した。

2008年12月16日、日本政府が、タイ・ビルマ国境にあるタイ国メラ難民キャンプ内から第三国定住によりビルマ難民をパイロットケースとして受け入れる旨の閣議了解に至った旨の発表を受け、HRNでは、2009年2月4日、日本政府が第三国定住を実施するにあたり留意すべき点に関する声明を発表し、本制度をパイロットケースで終わらせることなく定着させるよう要請するとともに、難民の選定、除外事由の適用、再定住政策の各段階におけるHRNの意見、第三国定住により受け入れる難民だけでなく国内において難民申請を行う条約難民に対しても認定基準を見直すべきである等の意見を表明した。

その後もHRNビルマチームは、引き続き第三国定住制度を実施している国々の制度概要に関する調査を行い、今期後のことではあるが、2009年5月18日に、「第三国定住-各国再定住政策の比較検討」を発表するに至った。

ウ その他の理論的検討

ビルマ民主化勢力の間には、ビルマで行われている人道に対する罪に該当する人権侵害に対し、国際刑事裁判所への訴追を求める声が強い。一方、ビルマが国際刑事裁判所に関するローマ規程締約国でないことなどの障害が多いことから、西側の国際人権団体の間では、国際刑事裁判所への訴追に関して困難との見方が強い。そこで、HRNでは、国際刑事裁判所付託・捜査実施に関する理論的検討を行っている。

(3) 今後の活動予定

2007年の民主化運動の高揚が武力により残忍に弾圧され、国際社会の強い批判を浴びたが、ビルマ軍政は2000人もの政治犯の釈放を要求する国際社会の声に何ら耳をかさず、抑圧を続けている。今期は、2007年の民主化運動にかかわった者らに対し、65年の懲役刑を課す判決が出され、アウンサンスーチー氏を拘束し、起訴するなどの暴挙に出ている。ビルマ軍政は、2008年サイクロンで国内が混乱しているにもかかわらず、憲法改正草案に対する国民投票を強行し、

2010年には総選挙を実施するとしている。しかし、国内の抑圧体制が続く下では自由で公正な選挙など到底認められない。今後もビルマ国内における人権侵害の状況等を調査・告発し、その改善を国際社会に求めていく予定である。

また、ビルマで発生している重大な人権侵害に関して、責任者のアカウントビリティを追及していく活動を世界の人権団体とともに追求していく。

さらに、2010年に開始される第三国定住制度の運用に関しては、市民に開かれたオープンな議論がなされないまま制度設計がなされようとしているなど、問題が多く、今後も提言を発して行く予定である。

2 パレスチナ事実調査とアドボカシー

(1) パレスチナの人権状況

中東パレスチナの人権状況は、かねてより深刻な状況にある。1947年11月の国連パレスチナ分割決議後が採択され、1948年にイスラエルが独立を宣言した。このイスラエル建国の前後に、多くのパレスチナ人が住み続けた土地を奪われて難民した。

1967年の第三次中東戦争後はイスラエルがガザ、ヨルダン川西岸地区などを占領し、パレスチナ人に激しい暴力、殺害、家屋破壊などの人権侵害を続けてきた。

パレスチナ人の抵抗やインティファダに対する反撃として、均衡性、相当性を欠く武力行使がしばしば行われ、民間人攻撃、民間施設の破壊などジュネーブ条約に反する行為が繰り返されてきた。

このように人権侵害が行われていたパレスチナであるが、ことさら2008年12月に行われたガザ地区へのイスラエル軍侵攻では約1400名のパレスチナ人が犠牲となり、多くの罪のない人々が殺戮された。この状況を契機に、HRNとして、これまでもパレスチナに対して人道支援活動を続けてきた各NGO団体と協力し、ガザにおける人権侵害に抗議し、事態の打開を求める活動を開始し、パレスチナ問題に取り組むこととなった。

(2) 今期の活動

① 声明発表

1月7日 声明発表「イスラエルによるガザへの軍事力行使に強く抗議し、戦争犯罪の即時停止を求める。」

本声明で、HRNは、人権理事会の特別会期の速やかな開催と、独立した調査団の派遣、安保理および国連総会が即時停戦を求める決議をただちに採択すること、国際刑事裁判所への付託などを求めた。

国連安保理は1月8日に、即時停戦とイスラエル軍のガザからの即時撤退を求める安保理決議1860を採択、国連人権理事会は、緊急会合を開催して

1月12日に、独立した調査団派遣などを決定した決議を採択している。HRNでは、人権理事会を仮和訳して関係各方面に情報提供すると共に、調査団派遣の実現に向けた日本政府の努力を要請するなどのロビー活動を行った。3月には、ジュネーブ日本政府代表部公使に表敬訪問し、パレスチナ問題に関する申し入れなどを行った。

② キャンペーン、報告会など

- ・1月10日、NGO共同行動「ガザに光を！即時停戦を求めるピースパレード&シンポジウム」に参加
- ・2月24日、JVCと共催にて「ガザ緊急報告会：ガザ攻撃から1ヶ月、いま現地からの声を聞く」開催。
スピーカー／志葉玲(フリージャーナリスト)、藤屋リカ(JVC日本国際ボランティアセンターパレスチナ事業担当)、コーディネーター 伊藤和子
- ・3月20日、NGO共同共催にて「ガザに光を！現地緊急報告集会」を開催(ガザに光を！実行委員会)
ゲスト/土井敏邦さん(ジャーナリスト)・各NGOからの現地報告・松本泰子さん(ミュージシャン)

【ガザに光を！実行委員会】

特定非営利活動法人 アーユス仏教国際協力ネットワーク／社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本／特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター(JVC)／在日本韓国YMCA／日本山妙法寺／日本聖公会東京教区「エルサレム教区協働委員会」／日本パレスチナ医療協会／日本YWCA／特定非営利活動法人 パレスチナ子どものキャンペーン／パレスチナの子供の里親運動／ピースボート／HRN／『1コマ』サポーターズ／平和をつくり出す宗教者ネット

③ 国際NGOとの協働

HRNは、2009年3月にロンドンを訪問し、パレスチナ問題で活動をするイギリスの市民団体と協力について協議、アムネスティ・インターナショナルのパレスチナ担当とも協力関係を構築した。なお、4月から5月にかけてイスラエル、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区を訪問して現地の人権NGOとの協力関係を構築した。

(3) 今後の活動

イスラエル軍の、大規模なガザ侵攻はいったん休止したものの、その人権侵害の責任は一切問われておらず、経済封鎖や人道支援への阻害はいまだに続いている。また、西岸地区を含めて、パレスチナ自治区に住む人たちの基本的人権が侵害されている状況に変わりはなく、根本的な占領という事実を解決しない限りはその改善は難しい。今回のガザ侵攻と、連続して行われた日本でのアピール

行動を経て、HRNは被占領地の東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区へ独自の調査団を派遣することを決定、2009年4～5月に東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区へと調査に入った。その報告会を東京・関西ともに行い、今後も引き続き国内外のNGOと共同を強めて、この問題に声を上げていく予定である。

3 その他（声明、意見書）

(1) スーダン

スーダンのダルフール地方では、スーダン政府軍と、スーダン政府の支援を受けた民兵組織が無辜の人々に対する攻撃を行い、多数の住民が虐殺されたうえ、200万人以上の難民が発生したとされる重大な人権侵害が続いている。

HRNは、ダルフール地域に調査団を派遣することはできないものの、事態の深刻さに鑑み、国際人権NGOなどと連携し、情報の収集につとめ、ダルフールにおける虐殺を止める意志表明を行っている。

① G8 サミットでの声明

2008年7月に北海道洞爺湖で開催されたG8サミットにおいて、スーダン・ダルフールの人権問題を大きな課題として議論するよう働きかけを行い、ニューヨークを拠点とする人権団体ヒューマンライツ・ファーストなどとともにキャンペーンを行った。以下のプレスステートメントを現地で発表した。

・G8諸国に対し、継続中の重大な人権侵害へのコミットメントを求める(7月6日)

・人権分野「G8諸国は、言葉だけでない現実のコミットメントを」(7月9日)G8サミットでは、議長総括において「我々は、ダルフールに関し、すべての関係者が関連国連安保理決議の下での義務を遵守するよう呼びかけるとともに、そうでない場合には国連安保理での更なる適切な行動を支持する。」との文書が公表されたが、NGO連合が求めてきた武器禁輸支持や国際刑事裁判所に対する完全協力などの文言が入らなかった点が遺憾であった。

② 国際刑事裁判所のスーダン現職大統領の訴追について

10月5日、「スーダン バシール大統領に対する国際刑事裁判所の捜査・訴追に関する声明」を出し、バシール大統領の捜査・訴追の停止を求める動きに反対することを国際社会、日本政府などに求めた。

2009年3月4日、ICCの検察局がバシール大統領の逮捕状発布を決定したのを受けて、大統領側が人道支援団体の撤退などの報復措置を取ったのに対し、3月9日付で「スーダン アル・バシール大統領の逮捕状交付にあたって」との声明を出し、「国際社会が一致してスーダン政府に対し、ICCの訴追への協力、すべての戦闘の停止、和平プロセス前進を働きかけることがいまこそ重要である。」と求めた。

③ イベント

2008年9月6日に開催されたシンポジウム「ICCとダルフール」に、土井香苗理事、伊藤和子事務局長が、NHK ディレクター日置一太氏とともに出席、講演した。

④ 今後の予定

ダルフール問題は依然として解決しておらず、また、罪もない民間人が多数虐殺された人道に対する罪に関しては正義の実現が今後も大きな課題となる。現在日本にはダルフール問題を取り上げて声をあげる人権団体がHRN以外には存在しないことから、引き続き状況を監視し、適宜アドボカシー活動を行っていく。

(2) その他

今期は、特に2008年7月のG8サミットの機会に、イラク、チベット、ジンバブエ、アフガニスタンの人権状況に関しても声明を出し、また講演会などに出席した。今後も、重要性のある課題について効果を検証しつつ、人権NGOとしての発言を適宜行っていく。

4 国連でのアドボカシー

2009年3月、ジュネーブを訪問し、国連人権理事会を傍聴、人権高等弁務官事務所の国別、テーマ別人権担当官らと意見交換の機会を持った。HRNは、重大な人権侵害が発生した際に、日本政府、当該政府、関連する有力な政府などにレターを送るなどして人権侵害の解決を求める活動をしてきたが、国連に対する働きかけについては十分といえなかった。これまでは、国連協議資格を持つNGOを通じて、声明に賛同などするかたちで、共同声明などのかたちで国連に対し意見を表明してきたが、そのような共同の呼びかけがない場合であっても、意見を表明していく必要がある。そこで、実際に問題を取り扱っている人権担当官などと緊密に連絡を取り合うことは重要であるとともに、人権理事会に可能な限り出席し、国連の場でアドボカシーを展開することが重要といえる。3月の訪問は、ジュネーブへの意見表明などについて有益な示唆を得、コミュニケーション・ギャップを埋めるために有効であった。来期は、3月の訪問を基盤として、さらに積極的に国連を通じた人権活動を展開していく。

IV 国際支援事業(海外人権教育プロジェクト)

1 ビルマ関係

(1) これまでの経緯

2007年3月、ビルマにおける基本的人権の確立と民主化の促進を求めるためにビルマ国外で活動する法律家により設立された「ビルマ法律家協会」のアウントゥー事務局長が来日し、HRNメンバーと交流の機会を持った。その際、アウントゥー氏から、「ビルマ法律家協会」が設立した、将来のビルマを担う若者を教育するための学校「ピース・ロー・アカデミー」への支援の要請を受けた。

HRN「ビルマ・プロジェクト」メンバーは2007年9月のタイ・ビルマ国境を訪問し、「ビルマ法律家協会」と交流を持つとともに、同協会が設立した「ピース・ロー・アカデミー」を訪問し、そこで学んでいる学生達と交流した。

「ピース・ロー・アカデミー」では、主に少数民族出身の若者たちに対して、2年コースで国際人権法、比較憲法、民主主義の理念等の教育を行っている。

ビルマ国内では、長期間に亘る軍事政権下で、人権や民主主義に関する教育が十分に行われていないが、少数民族出身者は差別され、教育を受ける機会を奪われている。「ピース・ロー・アカデミー」に通う少数民族出身者の多くが「憲法」、「人権」といった言葉に全く馴染みがなく、自らが被っている人権侵害についても疑問を抱かない者もいる。そこで、「ビルマ法律家協会」は、ビルマの民主化を将来にわたって担うことが出来る人材の育成のため、デンマーク政府の協力のもと「ピース・ロー・アカデミー」を設立したのである。

ところが、デンマーク政府による援助とアメリカの大学教授等から受けていた資金援助が2007年末で終了したことから、「ピース・ロー・アカデミー」は、2007年12月の第一期生終了時点で閉校せざるを得なくなった。

HRN「ビルマ・プロジェクト」メンバーは、人権調査のため2008年2月にもタイ・ビルマ国境を訪問したが、その際再び「ビルマ法律家協会」を訪問し、意見交換を行い、「ピース・ロー・アカデミー」における教育の重要性について討議し、「ピース・ロー・アカデミー」が閉校されたままではビルマの民主化、新憲法の起草などに関わっていく人材の育成を妨げること、同校が早期に再開される必要があることを確認した。そして、「ビルマ・プロジェクト」で、「みらいの法律家」基金を設立し、「ピース・ロー・アカデミー」の早期再開へ向けた基金を募ることとなった。

(2) 今期の活動

今期は、「みらいの法律家」基金の運営を本格化させ、さまざまな機会に基金への寄付を募り、おかげさまで、10万円を超す寄付を寄せてくださる方を含む、多くの寄付を得ることができた。また、「ピース・ロー・アカデミー」の再開とその後の教育支援のための財団申請も積極的に行った(2009年4月には独行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構より、国際ボランティア貯金寄付金の配分を獲得することができており、その後もさらなる財団申請を行っている)。

こうした支援活動が実り、2009年2月より「ピース・ロー・アカデミー」が再開されるに至り、2月12日に学校が開始された。HRNは、同校が再開されるに際し、「みらいの法律家基金」に寄せられた基金を送金した。

現在、「ピース・ロー・アカデミー」には、ビルマ全土から、高等学校を卒業し、将来法律家になったり、民族団体のために活動したいと願う若者25名が学生として入学し、人権・民主主義などの勉強に励んでいる。

この学校再開を受けて、HRN「ビルマ・プロジェクト」は、今後現地に弁護士や

研究者などを派遣して具体的な教育支援を行うため、「ビルマ法律家協会」との間で、「ピース・ロー・アカデミー」に対する具体的な教育支援の内容を協議している。

(3) 来期の活動の方向性

前述のとおり、2009年4月に、国際ボランティア基金から配分金を得ることができたことから、2009年8月以降、8月、9月、10月、11月と四カ月連続で現地に講師を派遣し、「ピース・ロー・アカデミー」において人権教育等の講義を行う予定でいる。

今後は、「ピース・ロー・アカデミー」が再び閉鎖されないように、「みらいの法律家」基金を募るとともに、HRN「ビルマ・プロジェクト」から国内外のファンド申請を積極的に行い、ビルマの人権活動家の育成に必要な費用を集めるよう努力する予定でいる。

さらに、「ビルマ・プロジェクト」としてビルマ国境付近で地道に行われている人権教育、法教育をさらに活発化させるため、その援助について取り組みを発展させるつもりである。

2 中国法律家による公益訴訟調査受け入れ

(1) これまでの経過

HRNは、協力関係にある香港を拠点とする国際人権団体・「アジア人権委員会」などとともに、中国の裁判官、研究者、人権活動家などに対する人権・デュープロセスなどのトレーニング・セミナーへの講師派遣などの活動を行ってきた。

中国では、近年公益的訴訟などが隆盛しているが、さまざまな困難にも直面している。公益的訴訟の蓄積のある日本の経験を伝え、技術的な支援を行うことは、中国の人権・公益的弁護活動を行う活動家のエンパワーメントにつながり、中国の人権状況の改善に資する役割を果たすことが期待される。

後述する中国の民間団体 Center for Protection of Rights of Disadvantaged Citizens は、まさにそのような公益的訴訟を行う団体であり、HRNに対し、実際に日本を訪問して研修をしたいとの申し出があり、それを実現することとなった。

(2) 今期の活動

2008年8月20日から同月26日まで、中国の Center for Protection of Rights of Disadvantaged Citizens (社会的弱者のための権利擁護センター・CPRDC) に所属する7名の法律家による日本視察ツアーの受け入れを行った。

CPRDC は、武漢大学を拠点として、同大学の教員と学生を中心に、社会的弱者に対する訴訟の代理や法教育の普及を主な目的として1992年に設立された団体である。CPRDC では、アジア諸国の公益訴訟の経験を中国での裁判に活かすための調査・研究・提言活動を行っており、今回の日本の視察は、その調査

の一環として行われたものである。

日本滞在中、まず東京で、環境訴訟(環境法律家連盟の籠橋隆明弁護士)、公害訴訟(薬害ヤコブ訴訟弁護団長の畠山実弁護士、全国公害弁護団連絡会議の中杉喜代司弁護士)、薬害 HIV 訴訟(薬害オンブズパーソン会議代表の鈴木利廣弁護士)、消費者問題(都市型公設事務所である東京パブリック法律事務所の釜井英法弁護士、大川秀史弁護士)について、それぞれ講師の方からレクチャーを受けたほか、東京地方裁判所では、民事裁判を傍聴した後、民事・行政訴訟手続きについて裁判官との意見交換を行った。

その後、地方都市も見たいという訪問団の要望に応じて、北海道に移動し、北見市で地元の労働組合が主催する無料法律相談会に立ち会い、弁護士過疎地域における公益的活動のあり方について道内各地から集まった弁護士と意見交換の場を持ったほか、中国人強制連行訴訟弁護団の田中貴文弁護士から、裁判の経過について説明を受けるとともに、実際に強制連行が行われた旧置戸水銀鉱山の跡地にも足を運んだ。

札幌では、住民訴訟に多く取り組んでいる市川守弘弁護士、そして、中国残留孤児訴訟弁護団の竹之内洋人弁護士から、それぞれ事件の概要や課題についてお話を伺った後、日本司法支援センター(法テラス)の札幌事務所を訪れて、職員から、法律扶助制度についての説明を受けた。さらには、北海道大学法科大学院を訪れ、同大学院の田中宏教授(弁護士)とともに構内を視察した。

HRNに所属する弁護士のメンバーは、実際に公益(集団)訴訟に携わった経験を多数有していることもあって、本視察ツアーの受入れにおいては、その専門性とネットワークを活かした貢献を十分に果たすことができた。

(3) 来期にむけて

2009年6月には、HRNのメンバーが中心となって武漢大学及び CPRDC を訪問し、中国における公益訴訟及び法曹事情について見聞する機会に恵まれた。今後、この交流事業がきっかけとなって、アジア地域における公益訴訟に関する新たなネットワークが形成されることを期待したい。

3 その他

アジア地域の人権 NGO の会合に参加する機会のたびに、同様のトレーニング・研修をしてほしいとの希望がHRNに寄せられている。アジア地域の人権活動家、法律家は、法律と現実のギャップ、司法の腐敗、人権活動家に対する抑圧、公益的訴訟の困難など、様々な困難に直面し、アジアの実例として日本の経験に学びたいとの要望が多い。日本の実務は決してすべてが手本になるものとは言えないものの、日本の人権活動、公益的訴訟の経験を伝える技術支援が諸外国の人権・法の支配の促進に寄与するのであれば、今後も積極的に要請に応じていきたい。

V 人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業(外交政策・開発援助と人権プロジェクト)

HRNは、外交政策・ODAにおいて人権を主流化する(より人権を尊重・促進するものにする)ことを目的とし「外交政策・開発援助と人権」プロジェクトを発足した。

ODAは抑圧的政権のもとに流れ、現地の人々の苦しみが増す場合や、ODAプロジェクトが地域住民の人権を侵害するケースもあるが、これを有効に使えば、現地の人々の人権の保護・伸張を実現するのに役立つことも可能である。本プロジェクトは、日本のODAが、現地の人々が抑圧から解放され、かけがえのない人権を享受するのに資するよう、提言を行うことを目的としている。

また、HRNは、援助政策を超えて、外交全てにおいて人権の主流化を求め、人権外交のための政策提言を行っている。

1 人権を基礎におく外交・援助政策を求めて

HRNは、アジアにおいて深刻な人権侵害が発生した機会には、日本政府に対し、問題解決へのイニシアティブを発揮するよう具体的に求める声明を発表するほか、外務省人権人道課への申し入れなどを行ってきた。今期も引き続き同様の活動を行っており、さらに、アジアの枠を超えて、パレスチナ、スーダンなどのきわめて深刻な人権状況に対する対応を求める要請活動も行っている。

また、ODAに関するNGO外務省定期政策協議に参加し、人権、ジェンダーの視点を援助政策に取り入れるよう発言を行っている。

2 JICA JBIC の環境社会配慮ガイドライン改定について

(1) 環境社会配慮ガイドライン改定の経緯

2008年10月、国際協力銀行(JBIC)の海外経済協力事業と国際協力機構(JICA)が統合され、JBICの国際金融等業務については、国民生活金融公庫等が統合して設立される株式会社日本政策金融公庫に統合された。

JBIC、JICAとも、環境社会配慮に関するガイドラインをもっているが、2007年から、ガイドラインの改定の準備が始まった。新JICA関連では、NGO、省庁、業界関係者、研究者からなる有識者委員会を立ち上げ、ガイドラインの改定について議論されている。

JBIC(国際金融業務のみ)では、14回に及ぶコンサルテーションが行われた後、JBICからガイドライン改定案が出され、2008年10月にパブリックコメント募集が行われた。

(2) HRNの提言

HRNは、前年度、ガイドラインの改定プロセスに関与し、人権の観点から提言を行った。その結果、2008年10月にJBICの発表したガイドライン改定案に

において、「(検討する影響の範囲)及び「チェックリストにおける分類・チェック項目」に「労働環境」が含まれることとなった。

(3) 今後の活動

本年度は、担当者の活動休止等のため、環境社会配慮ガイドラインの改定手続に十分に関与することができなかったが、今後も、ODA 事業をつうじた人権保障を強化することや、国際金融業務において人権侵害が起こらないようにするために、他団体と協力し、議論の場を作っていきたい。

VI 人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業(国内情報提供プロジェクト)

1 書籍出版

HRNでは、広報チームのメンバーを中心として、合同出版株式会社とともに、中学生から大学生等の若い読者をターゲットにした書籍の出版を企画し、執筆・編集作業を進めてきた。

書籍のタイトルは、『人権で世界を変える30の方法』。合同出版既刊の、「30の方法」シリーズ(『戦争をしなくてすむ世界をつくる30の方法』などのシリーズ)の最新版であり、「人権って何」「人権は、どうして国境を超えるの」といった問いに答えつつ、世界の人権問題をやさしく解説する。開発、人道支援 NGO、ジャーナリストなど、多様な方々に執筆を依頼して、作成にあたってきた。

今期の執筆・編集作業を経て、2009年6月に同書は発刊された。2009年総会の後、同書の出版記念パーティを開催する予定であるが、来期はこの普及を通じて、HRNの活動をわかりやすく人々に知っていただく機会を増やしていきたい。

2 国際人権先例プロジェクト

本プロジェクトでは、自由権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約の4つの個人通報制度に焦点を当て、それぞれの条約機関が出した先例を紹介している。すでに50件近い先例をホームページ上に掲載し、外部の方々から有益なデータベースとして活用しているとの声が寄せられている。昨年度は、ホームページ上だけでなく、再編集した内容を神奈川大学のロージャーナルで紹介した。

今後は、メンバーを拡充し、内容的にも、近年の社会権分野での重要な先例を紹介する等、質、量共に更に充実させていく予定である。

3 ウェブサイト・リニューアル

HRNの様々な活動を、より広く、より詳しく人びとに伝えるためには、ウェブサイトによる情報発信が必要不可欠である。実際、ウェブサイトを通じてHRNの活動に興味を持ち、会員やインターン、ボランティアに申し込む人たちや、活動内容について問い

合わせをする人たちが増えており、ウェブサイトは、アドボカシーや会員拡大の重要なツールとなっている。

設立後3年が経過し、HRNの活動量が増加するに伴い、サイトに掲載すべき情報が増えてきたため、更新頻度をあげて常に最新の情報をアップすることと、必要な情報に素早くアクセスできるようにコンテンツを整理する作業が必要になった。

そこで、昨年度から、ウェブサイト作成や広報の経験があるスタッフを募ってウェブサイトのリニューアル作業を進め、2009年6月新規ウェブサイトを開設した。

(<http://hrn.or.jp>)

リニューアルによって、過去の声明、意見書などのHRNの成果物の検索が容易になり、また、活動内容や活動地域から記事を検索できるようになったことにより情報検索の利便性が向上した。また、ブログ形式のシステムを導入して更新作業が容易となったため、すばやい情報発信が可能となった。

今後、さらにコンテンツの整理を進めて、サイトをはじめて訪れる初心者から、国際人権についての専門的興味を持っている層まで、幅広いニーズに対応できるウェブサイトになるよう改善をしていく予定である。

4 世界のニュースを伝える「世界の人権は今」

世界では、日々、人権侵害・被害を伝えるニュース、それに取り組む人々・団体の行動など、人権をめぐる様々な出来事が起きている。しかし、これらの国際的な情報・ニュースの中には、重要なものであっても、英文だけに限られ、日本のメディア・日本語では十分に伝えられていないものも少なくない。

そこで、□ウェブサイトに「世界の人権は今」のコーナーを設け、『「知ること、知らせること」から、私たちが「気づき、考えること」を始めていけるように』というメッセージの下、□当面、HRNが重点的に取り組むなど関心をもっているアジア地域の情報について、□国連ニュース・国連文書を中心としつつ、他のNGOや現地紙の情報なども適宜織り込みながら、□英文の人権情報の翻訳による紹介をしている。

現在、2007年11月末時点の情報を2008年1月に更新したところでアップデートが止まっているが、HRNのウェブサイトのリニューアルを踏まえ、スタッフを増強し、情報のアップデートを再開する予定である。

5 日弁連法務研究財団研究

2006年以来行っている日弁連法務研究財団の研究申請「アメリカの国際人権NGOとロースクールにおける国際人権活動」は既に提出を終え、出版を待つ段階となっている。

2009年2月、新たに、2009年度の日弁連法務研究財団の研究申請に「2006年に設置された国連人権理事会、及び関連する国際諸機関における、新たな国際人権保

障メカニズムの研究」を応募し、助成金を獲得した。主任研究員を伊藤和子会員とし、その他、小豆澤史絵会員、鈴木麻子会員、須田洋平会員、安孫子理良会員、枝川充志会員による研究班を構成した。

研究の主たる目的は、2006年に発足した国連人権理事会の存在意義や同理事会を中心とする人権保障メカニズムについての知見を深めるべく、①国連人権理事会の国連における位置づけ・制度概要、及び関連諸機関の連携状況、②発足から3年を経過(理事国の任期は3年)した09年における同理事会に対する関連諸機関の評価を把握し、新たな国際人権保障メカニズムについて総合的研究を行い、③日本の法曹、市民、NGOが、自らが直面する人権諸課題をどのようにしてこのメカニズムに反映させることができるかを検討することにある。

年度内の主たる活動として、本年9月頃を目処にジュネーブにある国連人権理事会を訪問し、組織体制や、OHCHR(人権高等弁務官事務所)やNGO等関係諸機関等を訪問し、関係機関との連携状況、設立3年を経ての評価・課題について調査を行う。また、アジアのOHCHR事務所(バンコク)やニューヨークの国連機関、NGOに対する調査も検討している。

以上の調査結果を報告書にまとめ、国際的な人権保障メカニズムへの参画のあり方について一定の視座を与えていきたい。

6 国連 UPR 勧告を受けた日本の人権状況の改善について

2008年5月に開催された国連人権理事会の日本に対する普遍的・定期的審査(UPR)の結果を踏まえ、そのフォローアップのための申し入れ、2008年9月に外務省に対して行った。その後、日本のNGOのなかにUPRフォローアップの動きがないこと、海外事業が多忙であったことなどから、HRNとしてこれ以上のフォローアップをしていない状況である。今期は、自由権規約委員会の審査が行われ、2009年7月には女性差別撤廃条約の審査も行われることから、来期は他のNGOと共同し、これら勧告のフォローアップの活動をする必要がある。

7 学習会等

今期は、下記三に記載したとおり、イベント、セミナーを開催した。前期の反省と課題として、市民に対するアウトリーチの機会が少ないということがあり、今期はこの点を大きく改善した。ボランティアが日常的に会の活動を支える体制ができたことがこのようなアウトリーチを可能にしたものということができ、前進ということができる。

当団体所属のボランティアが国際人権法について学ぶ、自主的な勉強会を開催したい、との要望を受け、今年度から、「世界の人権問題を語り、考え、交流するためのイベント」としてヒューマンライツ・カフェというイベントも始動した。国際人権に関する講演や報告に加えて、各国の料理や文化(音楽、舞踊など)を楽しめる参加型のイベント

にしたことで、参加しやすいイベントとして好評を博している。企画、運営はボランティアスタッフを中心に行っている。

今後も、会員、市民の方々にHRNの活動と、その取り組む深刻な人権状況について知っていただき、かつ楽しんで参加していただく企画などを開催していきたい。

三 HRNが主催したイベント、セミナー等の開催

- ・ 2008年8月28日、第一回総会・トークショー「止まらない?! 私たちと世界のまずしさ～人権は貧困問題を解決できるか?」(湯浅誠氏、青木美由紀氏、阿部浩己、道あゆみ)
- ・ 2008年9月6日、シンポジウム「ICCとダルフル」(日置一太氏、土井香苗、伊藤和子)
- ・ 2008年9月14日、「NGOまつり IN 上野 2008」NGO祭
- ・ 2008年10月4日・5日、「グローバルフェスタ」NGOブース出展
- ・ 2008年10月18日、ヒューマンライツ・カフェ「ビルマナイト」
- ・ 2008年11月29日、ヒューマンライツ・カフェ「インドナイト」(伊藤和子、HRN女性プロジェクトチーム)
- ・ 2008年12月5日、ヒューマンライツ・ナウ関西 発足記念イベント「国際人権と、インド女性に対する暴力の調査報告」(村上正直氏、雪田樹理、清末愛砂、森本志磨子、福嶋由里子、佐々木貴弘、伊藤和子)
- ・ 2008年12月9日、「人権デー・マーチング@渋谷」
- ・ 2008年12月9日、「世界人権宣言60周年記念トークショー～21世紀の国際人権運動を語る。グローバルゼーションの中で問われる市民社会、そして人権」(岩井信氏、阿部浩己)
- ・ 2008年12月19日、シンポジウム平和構築と人権「カンボジア法廷の挑戦」(熊岡路矢氏、野口元郎氏、長谷川 祐弘氏、東澤靖、山本晋平)
- ・ 2009年1月9日、「社会権の活用をめざして～国際的議論の動向と先例から～」
講師:ポール・ハント氏、藤田早苗氏(エセックス大学ヒューマンライツセンター)、共催:青山学院大学人権研究会、助成:財団法人 大竹財団、協力:立命館大学人間科学研究所
- ・ 2009年2月6日、「日本の弁護士としてアジアの子どもたちのためにできること」(トーク 坪井節子氏、伊藤和子、土井香苗)
- ・ 2009年2月24日、「ガザ緊急報告会～ガザ攻撃から1ヶ月、いま現地からの声を聞く」(報告 志葉玲氏、藤屋リカ氏、コーディネーター 伊藤和子)
- ・ 2009年3月20日、ピースパレード「イラク・アフガン・パレスチナに平和を～武力で平和はつukれない」
- ・ 2009年3月20日、「ガザに光を! 現地緊急報告集会」(報告 土井敏邦氏)

※ガザに光を！実行委員会は以下の団体で構成されています。

特定非営利活動法人 アーユス仏教国際協力ネットワーク／ 社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本／ 特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター(JVC)／ 在日本韓国YMCA／ 日本山妙法寺／ 日本聖公会東京教区「エルサレム教区協働委員会」／ 日本パレスチナ医療協会／ 日本YWCA／ 特定非営利活動法人パレスチナ子どものキャンペーン／ パレスチナの子供の里親運動／ピースボート／ HRN／ 『1コマ』サポーターズ／ 平和をつくり出す宗教者ネット)

四 会合出席等

HRN発足以後、国内における様々な NGO 等の会合に出席し、ネットワークを広げている。今期、HRNでは、JANIC の正会員となった。参加した会合等は下記のとおりである。

I 海外

2009年3月 国連人権理事会およびサイド・イベント

II 国内

- ・2008年7月 G8 サミット 市民サミット
 - ・2008年9月 日本国際ボランティアセンター主催シンポジウム「それでも対テロ戦争を続けるのか」谷山博史(JVC代表)佐藤真紀(JIM-NET 事務局長)伊藤和子(HRN事務局長) 司会:郡司真弓(WE21ジャパン理事長)
 - ・2008年10月28日 国連大学における講演「人権の保護・促進における NGO の役割」(伊藤和子)
 - ・2008年12月 NGO・外務省定期協議会
- その他、ビルマ、パレスチナに関連して、NGO 共同行動とそのための会合を適宜行っている。さらに、10月にはグローバル・フェスタ、4月にはアースデーに出典をした。

五 成果物・意見表明

I 声明等

- ・2008年7月6日付声明「G8 諸国に対し、継続中の重大な人権侵害へのコミットメントを求める」
- ・2008年7月9日「人権分野「G8 諸国は、言葉だけでない現実のコミットメントを」
- ・2008年10月5日「スーダン バシール大統領に対する国際刑事裁判所の捜査・訴追に関する声明」・2008年11月21日声明「ビルマ・民主化運動のリーダー・僧侶への懲役 65 年等の刑に抗議する」
- ・2009年1月7日声明「イスラエルによるガザへの軍事力行使に強く抗議し、戦争犯罪の即時停止を求める」
- ・2009年1月20日声明「オバマ新政権の誕生にあたり、日本の人権 NGO から要望す

ること ―米国そして世界における人権と正義の回復に期待して―

・2009年3月9日声明「スーダン アル・バシール大統領の逮捕状交付にあたって」

II 報告書・意見書等

・2008年9月5日付意見書「国連人権理事会の日本の人権状況審査(UPR)を受けてのヒューマンライツ・ナウの見解」

・2009年2月3日付意見書「難民の第三国定住実施にあたっての見解」

第二 組織運営

一 会員の状況等

正会員507名(うち学生等会員75名)、賛助会員87名、法人会員1名、団体会員1名の合計596名である(2009年7月13日現在)。

今期は会員向けにニュースレターを3号送付(2008年11月、2009年4月、2009年7月)し、メールマガジンの配信を行い、イベントの案内などを行っている。また、会員以外の方々にも広く当会の活動に関心を持ち、サポートしていただくよう、メールマガジンを会員以外の希望者に送信しているが、さらなる参加・サポートの形態を検討したい。

HRNは、日本の市民社会に広く支えられ、影響力の大きい市民団体に成長していきたいと考えており、引続き会員の皆様のご協力・ご支援をいただくとともに、会員数をさらに飛躍的に向上させていきたいと考えている。とりわけ法律家以外の市民の方々に広く会員として活動に参加していただきたい。

二 事務所の現状及び理事会・事務局の組織、運営体制

1 事務所

HRNは設立後、台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル3階に事務所を置いている。
2008年4月、NPO認証を受け、特定非営利活動法人となった。

2 役員一覧

<HRN 理事>

理事長 阿部浩己(神奈川大学法科大学院教授)(以下五十音順)
伊藤和子(弁護士) 伊藤千尋(ジャーナリスト) 伊藤真(伊藤塾塾長) 上柳敏郎(弁護士、早稲田大学法科大学院教授) 大石進(日本評論社会長) 川村暁雄(チュラロンコン大学アジア研究所客員研究員) 白石理(アジア・太平洋人権情報センター所長) 土井香苗(弁護士) 東澤靖(弁護士、明治学院大学法科大学院教授)

<HRN 監事>

濱田広道(弁護士)

<HRN 顧問>

岩沢雄司(東京大学法学部教授、自由権規約委員)
フランク・アップハム(ニューヨーク大学ロースクール教授)
新倉修(青山学院大学法科大学院教授)
横田洋三(中央大学法科大学院教授、国連大学学長特別顧問)

*今後、弁護士を中心に運営顧問にご就任いただく予定である。

<HRN 事務局>

事務局長 伊藤和子(弁護士)

浅井美絵(スタッフ) 小豆澤史絵(弁護士) 安孫子理良(弁護士) 稲森幸一(弁護士)
牛島聡美(弁護士) 枝川充志(弁護士) 川村暁雄(関西学院大学助教授) 芝池俊輝
(弁護士) 鈴木麻子(弁護士) 須田洋平(弁護士) 田部知江子(弁護士) 土井香苗
(弁護士) 新倉修(青山学院大学教授) 西方さやか(スタッフ) 原和良(弁護士)
福嶋由里子(大阪大学) 堀石尚男(弁護士) 道あゆみ(弁護士) 雪田樹理(弁護士)、
山本晋平(弁護士)

<HRN アドバイザー>

秋元由紀(メコン・ウォッチ) 梓沢和幸(弁護士) 内田晴康(森・濱田松本法律事務所)
上村英明(市民外交センター) 熊岡路矢(JANIC 理事) 佐藤安信(東京大学教授)
斉藤誠(弁護士) パク・チャンウン(漢陽大学教授、韓国国家人権委員会前人権政策
本部長) 林陽子(早稲田大学法科大学院教授) マージョリー・フィールズ(弁護士、元
NY 州裁判所) 山田洋一(弁護士) 渡邊彰吾(弁護士)

3 理事会

理事会は平成 20 年度に2回開催し(2008 年 11 月 11 日、2009 年 1 月 27 日)、定
款上必要な組織運営事項のほか、団体の方針等について自由討議を行い、意見書
等の発表についてはメール等により合意形成を図っている。

4 事務局

事務局長以下 15 名ほどの事務局メンバーがいるが、弁護士のボランティアによって
業務が支えられている。事務局会議を月1から2回行い、今年度は、2 度、一日会議を
行った。

事務所には、日常業務に対応するため、パートタイムの(おおむね週20時間)事務職
員1名を置いて活動してきたが、業務の一層の発展を期して、1 月よりパートタイムのス
タッフをもう一名採用した。アウトリーチ、広報、ファンドレイジングを一層充実させたい
と考えている。

また、随時ボランティアを募集して対応しているが、今期はボランティアが定着、拡大し
た。ボランティアは、翻訳ボランティアと、広報・イベントボランティアに分かれ、それぞ
れ 15 名程度が参加している。広報・イベントボランティアは、月一度の会合のほか、勉
強会を開催し、グッズの作成、販売やイベントの準備などに積極的にかかわっている。
翻訳ボランティアの活用には課題が残る。

今期は、さらに、関西に「HRN関西」が12月に発足し、雪田事務局長のもと、10名程度の事務局メンバーが活動を担っており、活発に活動を展開している。

5 プロジェクト参加メンバー

また、女性に対する暴力プロジェクト、国際先例プロジェクト、パレスチナ・プロジェクトなど、比較的若手の研究者の方々にプロジェクトに参加していただいている。これは特筆すべきであり、今後も実務家と研究者による共同作業の機会を増やしていきたい。

さらに、今期は引き続き、モリソン&フォスター、伊藤・見富法律事務所にご協力を得て、リサーチ活動に参加していただいた。今後、さらに多くの法律事務所からのプロボノ活動の受け入れを図りたい。

また、大手法律事務所が人権NGO活動を支えている諸外国の例にならい、弁護士数の多い法律事務所との連携を強化していく必要がある。

HRNでは、インターンを積極的に受け入れており、調査研究に関与している。各プロジェクトには、インターンや事務局以外の参加メンバーも参加して、それぞれ事務局会議とは別に会議を開催し、活動を行っている。

他方、今期は、パレスチナ、子どもの人権など新しいプロジェクトができ、また関西グループもできたことから、発足当初のような「顔の見える」範囲のスタッフが活動する団体ではなくなり、それぞれのプロジェクト会議の負担も大きいため、HRNに携わっているものが一同に会する機会が少なく、今後どのように全体としての連携強化を進めていくかが課題である。

四 広報、会計、ファンドレイズ

1 会費収入について

今期は、会員からの寄付や複数口の年会費支払いをしていただくなど多大なご協力を得て、心より感謝したい。一方、会費未納の会員についてご理解をいただく方策をきめ細かく検討していくことが仮題である。また、会員の一層の拡大をはかっていくことが重要と考えている。

2 財団等の収入について

今期は前期の財団申請の結果が実りはじめ、財団収入が入り始めてきた。今後も積極的かつ計画的に財団申請を進めていく必要がある。また、インターネットを通じた募金に力を入れる必要がある。

3 広報について

広報については、ウェブサイトの更新が済み、リーフレットの改定について、団体

外のクリエイターのご協力を得て進めている。

今期は市民への浸透ということで、多くのアウトリーチの機会を持つことを重視したが、次期は、メディアの活用に関してより戦略的に検討をしていく必要がある。

4 企業に対するファンドレイジングについて

ファンドレイジングについて、専任のアドバイザーを得ることができ、企業への訪問などを積極的に行っている。今後、この活動を、企業の社会的責任に関する啓発活動などとあわせ、いっそう拡大したい。

五 各種会議開催状況

1 2008年度は、事務局会議を月におおむね1回開催するほか、年に2回1日会議を開催して活動の評価と予定を議論した。活動の拡大に伴い、団体としての組織運営事項を事務局会議で議論し、個別プロジェクトの活動内容の共有をプロジェクト会議を別個に月1回程度行うこととして、会議の効率化に努めた。さらに、広報・ファンドレイジング会議を開催している。

2 事務局会議開催状況

2008年7月24日、8月23日(一日会議)、10月10日、11月10日、12月15日、2009年1月15日、2月21日(一日会議)、3月25日、4月27日、5月29日、6月23日、7月13日

3 プロジェクト会議開催状況

2008年7月8日、8月7日、9月25日、10月30日、11月24日、12月15日、2009年1月22日(1日会議)、4月8日、6月11日

第三 会計・財務

2008 年会計報告・収支計算書 (別紙添付)

活動内容に記載したとおり、HRNの活動、とりわけ国際支援活動はアジア諸国にまたがり、活動内容も多岐にわたっているため、期待される活動に比して収入が少ない状況にある。調査には海外への渡航費が必要となるが、現状では事務局員が自己負担している場合がほとんどである。また国連等国際会議で積極的に活動していくことが重要であるが、現状では自己負担ないし招聘以外では厳しい状況にある。

海外からの様々な要請に答え、プロジェクトを充実させ、アジア地域の人権状況のウォッチ・ドッグとして活動していくためには抜本的に財政状況を充実させることが極めて重要である。

会のいっそうの発展のために皆様の一層のご協力をお願いいたします。

以上